被災者支援制度

詳しくは、各おたずね先にお問い合わせください。

この内容は、7月末時 点の情報です。最新の 情報は、市ホームペー ジをご覧ください。



●支援案内窓口の開設

令和 3 年 7 月出雲市大雨災害 における支援案内窓口を開設し、 支援制度やお困りの案件に応じ て担当課へおつなぎします。

総務課 ☎21-6756

●り災証明書の発行

災害により居住されている家屋 に被害を受けた方を対象に、各種 支援制度の利用等に必要となる 証明書を発行します。申請後、 調査員が被害の程度を確認した 後、証明書を発行します。

総務課 ☎21-6756

●水道料金・下水道使用料の特別減免

大雨により床上・床下浸水の被害を受けた家屋等で 水道・下水道を使用している方の水道料金・下水道使 用料(1期分)について、前年同月の使用水量と比較し、 増加分を減免します。

※個別の申請は必要ありません。出雲市災害対策本部調査班によ る調査で床上・床下浸水と認められた方(事業所含む)には、 上下水道局または斐川宍道水道企業団からお知らせしますが、 この調査以外で被害を受けた方はご相談ください。

> 上下水道局営業総務課 ☎21-3511 ☎72-8215 斐川宍道水道企業団 (斐川地域・島村町の方)

●市営住宅のあっせん及び減免措置

り災証明書の発行を受けた方を対象に、市営住宅の 入居をあっせんし、敷金・家賃等を減免します。

建築住宅課 ☎21-6150

●被災ごみの処理手数料の減免

災害により発生した災害ごみを、市のごみ処理施設に搬入する場 合、申請により市のごみ処理施設の搬入手数料を減免します。

環境施設課 ☎21-6990

●支援金·補助金等の支給

対 象	名 称	支援内容	おたずね	
災害により居住する住宅が全壊・半壊・床上浸水した世帯	出雲市災害見舞金	 災害見舞金を支給 		
災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいがある 市民	出雲市災害障害見舞金	災害障害見舞金を支給	福祉推進課 ☎21-6694	
災害により居住する住宅が全壊・半壊等した世帯	出雲市被災者 生活再建支援制度	支援金を支給		
土砂災害により居住家屋付近へ土砂等が崩落したとき、また は床上への土砂流入等や木戸道の路肩崩壊、土砂流入等があっ たとき	崩落土砂等撤去助成金· 居住家屋等緊急対策 助成金	業者費用の1/2 (最大10万円)を助成	防災安全課	
災害が発生し、浸水によるし尿汲取りを実施した世帯	出雲市浸水世帯 し尿汲取り料補助金	汲取り料の半額を補助	☎ 21−6606	
災害により「準半壊」以上の住宅被害を受けた方で、資力が ないなど一定の要件を満たす方	被災住宅の応急修理 (災害救助法適用)	市が直接業者に発注、 支払い	建築住宅課 ☎21-6156/6174	
災害により「半壊」「床上浸水」の住宅被害を受けた方で、 住居またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で一時的に居住 できない状態にあり、資力がないなど一定の要件を満たす方	被害住宅の 障害物の除去 (災害救助法適用)	市が直接業者に発注、 支払い	環境政策課 ☎21-6989	
被害を受けた中小企業、個人事業者(農林水産業を除く)	出雲市被災地域中小企業 事業継続緊急支援事業 補助金	事業用施設、設備、備品 の修繕費の一部を助成	商工振興課 ☎21-6572	
有害鳥獣による農林業被害を防止するために設置された施設が 被災したとき	出雲市有害鳥獣被害 対策事業(被害防止 施設整備事業)補助金	施設の復旧にかかる 資材の購入費を助成 (補助上限を緩和)	森林政策課 ☎21-6279	
農地に土砂等が流入したとき	農地等早期復旧 支援事業費補助金	土砂等の撤去、破損した 農地及び農業用用排水 路の修繕等に要する 費用の一部を助成	農業振興課 ☎21-6582	
農業用機械・設備に被害を受けたとき	農業用機械·設備復旧 支援事業費補助金	機械・設備の更新に要 する費用の一部を助成		

●市税等の減免・徴収猶予など

種類	名 称	支援内容	おたずね	
固定資産税· 都市計画税	固定資産(土地、家屋、償却資産)に著しい損害 を受けた方	災害を受けた日以後に納付すべき固定資産税・ 都市計画税の減免を受けられる場合があります	資産税課 ☎21-6820	
本周兄 郑	市県民税の納税義務者で、住宅・家財等に被害 を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	災害を受けた日以後に納付すべき市県民税を 被害の程度と合計所得金額に応じて減免	市民税課	
市県民税	災害により資産に損害を受けた納税義務者	次年度の市県民税において、一定の計算に基づ いた金額を所得から控除(雑損控除)		
市税	財産が災害にあったことにより、市税を一時 に納付することができないと認められた納税 義務者または特別徴収義務者	= · - · · · ·	収納課 ☎21-6647	

●貸付·特別措置

対 象	名 称	支援内容	おたずね
災害により負傷または住居、家財の損害を 受けた方	出雲市災害援護資金	生活再建に必要な資金の貸付 ※所得制限あり	福祉推進課 ☎21-6694
災害により住宅・家財等の財産について その価格のおおむね 1/2 以上の損害を受けた 障がい者・障がい児のいる世帯	特別児童扶養手当 特別障がい者手当等の 特別措置	所得制限の特別措置を実施	福祉推進課 ☎21-6959

●保険料等の減免・徴収猶予など

災害により住宅・家財に著しい損害を受けたときには、次の保険料・負担金等についても、減免や徴収猶予の災害特例などが受けられる場合 があります。詳しくはおたずねください。

	名称·支援内容	おたずね	
	国民健康保険料と医療費の一部(自己) 負担金の減免・徴収猶予	保険年金課 ☎21-6984	
	後期高齢者医療制度保険料と医療費の 一部(自己)負担金の減免・徴収猶予	保険年金課 ☎21-6983	
	介護保険料の減免・徴収猶予	高齢者福祉課 ☎21-6212	

名称·支援内容	おたずね	
障がい福祉サービス利用者負担額の減免	福祉推進課 公 21-6961	
地域生活支援事業の利用者負担額の変更		
認可保育所(園)、認定こども園の保育 料の減免	保育幼稚園課 ☎21-6964	

わが町を守る「消防団 (水防団)| ~ Save my Town ~

先般の大雨では、市内各地で 道路の冠水や住宅への浸水、河川 増水などの被害が発生しました。 各地域の水防団は、地域内を巡回 して被害状況を把握し、住民に対 して避難の呼びかけや避難誘導を 行うほか、土のう積みやボートに よる救助など、市民の生命と財産 を守るために、長時間にわたり水 防活動を実施しました。



里方町地内で孤立者を救出 する水防団 (高浜分団)

「困った時こそ住民パワーで! | 災害ボランティアが被災家屋のお手伝い

出雲市災害ボランティアセン ターの呼びかけにより出雲市内か ら多くのボランティアが集まり、 7月26日までに約800人のボラン ティアが酷暑のなか、被災世帯 の家の片付けや土砂の取り除き を協力し、被災家屋の復旧に大 きく貢献しました。



被災家屋から泥を取り除く ボランティア(口宇賀町)

出雲市災害ボランティアセンターについてよ

出雲市災害ボランティアセンターは、必要に応じて出雲市、出雲市総合ボランティアセンター運営委員会、出雲市社会福祉 協議会の3者で立ち上げ、被災者からの要望に沿ってボランティアを募り、被災地での復旧活動を支援しました。

今後、ボランティア活動による支援が必要な方は、出雲市総合ボランティアセンター(☎0853-21-5400)へご相談ください。

▶日頃から身近な災害リスクを理解し、いざという時に備えましょう

災害は、いつどこで起こるかわかりません。日頃から、ハザードマップで自宅やお勤め先 の地域の危険箇所や避難所などを確認し、災害時の避難行動を考えておきましょう。



▶いずも防災メールを登録しましょう

携帯電話、スマートフォン等のメールアドレスを登録すると、市から気象警報や防災情報などをいち早く メールで配信します。防災情報を入手する手段として、ぜひ登録しましょう!

〈登録方法〉

①次のアドレスに空メールを送ってください。m-izumo@xpressmail.jp (右の二次元コードを読み取ることで簡単に空メールが送れます。) ②返信されたメールに従って登録してください。





二次元コード

▶防災行政無線戸別受信機を設置しましょう

戸別受信機は、災害時に防災情報を屋内で聞くことができる機器です。 また、戸別受信機からは、防災情報のほか、市からのお知らせも放送しています。 市から無償で(1世帯1台まで)お貸ししますので、ぜひ設置してください。 なお、貸出料は無償ですが、申込時に加入料 5,000 円(1 回のみ)が必要です。

※戸別受信機の点検をお願いします

災害時に避難等についての情報が確実に伝わるよう、定期的な点検をお願いします。

- コードが断線していないか コンセントに接続されているか
- 乾電池が入っているか、消耗していないか



